
令和5年度大阪府ギャンブル等依存症 対策推進会議（3/21）資料

令和5年度 大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議

「第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画」
に基づく令和5年度施策の実施状況評価（案）について





■ 第2期計画（R5-7）の概要	1
■ 令和5年度施策の実施状況の評価(案)について	
● 重点施策(①～⑨)にかかる個別目標に対する評価	
個別目標の体系	4
個別目標の進捗状況	5
● 基本方針ごとの取組み状況の評価	
基本方針Ⅰ 普及啓発の強化	6
基本方針Ⅱ 相談支援体制の強化	9
基本方針Ⅲ 治療体制の強化	10
基本方針Ⅳ 切れ目のない回復支援体制の強化	11
基本方針Ⅴ 大阪独自の支援体制の推進	13
基本方針Ⅵ 調査・分析の推進	14
基本方針Ⅶ 人材の養成	15
● 参考 その他の取組み	16
■ 【参考】令和5年度 府実態調査	20

第2期計画（R5-7）の概要



■ 基本的な考え方

- 「府民の健全な生活の確保を図るとともに、府民が安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する」ことを目標に、『7つの基本方針』に沿って『9つの重点施策』のもと、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する。

■ 全体目標

※計画終了年度の令和7年度末時点で評価

- 下記指標について、**計画終了年度の令和7年度末までに**達成

指標1

『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合

R4現状値

(現状値=計画策定時の値)

3.4%

R7目標値

3.4%未満

指標2

『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合

82.4%

90%以上

■ 施策体系

I	普及啓発の強化	【重点①】 若年層を対象とした予防啓発の強化	【重点②】 依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進
II	相談支援体制の強化	【重点③】 依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	
III	治療体制の強化	【重点④】 治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	
IV	切れ目のない回復支援体制の強化	【重点⑤】 関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	【重点⑥】 自助グループ・民間団体等の活動の充実
V	大阪独自の支援体制の推進	【重点⑦】 予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	
VI	調査・分析の推進	【重点⑧】 ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	
VII	人材の養成	【重点⑨】 相談支援等を担う人材の養成	

第2期計画（R5-7）の概要



個別目標

注釈

※1 府立高校における出前授業の実施数のため参考値
 ※2 R5年度は実施時期が下半期となるため半数の50%
 ※3 Web研修のみの参加者数であるため参考値

※4 R5年度は運用時期が下半期となるため半数の1万件
 ※5 新規の相談には全て自助G等を紹介又は情報提供する
 ※6 IR区域整備計画の認定等の進捗に合わせ計画的に推進

重点施策		指標	現状値	目標値
① 若年層を対象とした予防啓発の強化	① 高等学校等における予防啓発授業等の実施率 (実施状況の把握は府立高校を対象に実施)	4校※1 (R3年度末)	毎年度100%※2 (R5-7年度末)	
	② 教員向け研修会の参加者数 (対面での研修を基本とする)	133名※3 (R3年度末)	毎年度100名以上 (R5-7年度末)	
② 依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進	① 依存症総合ポータルサイトのアクセス数	5,606件 (R3年度末)	毎年度2万件以上※4 (R5-7年度末)	
	② 府民セミナー・シンポジウムの参加者数	473名 (R3年度末)	毎年度2,000名以上 (R5-7年度末)	
③ 依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実	相談拠点及び「依存症ほっとライン（SNS相談）」 の相談数	3,244件 (R4年度末見込)	1.5倍 (R7年度末)	
④ 治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築	ギャンブル等依存症を診ることができる 精神科医療機関数	25機関 (R3年度末)	60機関 (R7年度末)	
⑤ 関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への 紹介率	約25% (R3年度末)	50%程度※5 (R7年度末)	
⑥ 自助グループ・民間団体等の活動の充実	① 補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及び その家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数	4団体 (R3年度末)	増加 (R7年度末)	
	② 相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助 グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	約33% (R3年度末)	50%程度 (R7年度末)	
⑦ 予防から相談、治療及び回復支援体制の推進	ワンストップ支援を提供できる機能を整備	-	整備完了 (IR開業まで※6)	
⑧ ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1回 (R3年度)	毎年度1回 (R5-7年度末)	
⑨ 相談支援等を担う人材の養成	関係機関職員専門研修により養成した相談員数	461人 (R3年度末)	毎年度500人以上 (R5-7年度末)	



■ 計画の進捗管理

- 大阪府ギャンブル等依存症対策基本条例（以下、「条例」という。）に基づき、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部」において、計画に基づき実施する施策の実施状況の評価を行うとともに、その結果の取りまとめを行う際には、「大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議」の意見を聴取する。
- また、PDCAサイクルを活用し、新たな課題への対応など、必要に応じて施策・事業の見直し、改善に取り組むとともに、計画最終年度には、目標の達成度を検証・評価し、次期計画に反映することとしている。

◆大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部

- 知事を本部長とし、条例第12条及び第13条に基づき、ギャンブル等依存症対策推進計画の案の作成や実施の推進、施策の総合調整などを行う。

◆大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議（審議会）

- 外部有識者等で構成され、条例第13条第2項に基づく事項について、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部に対して意見を述べる。

<参考：条例（抜粋）>

（大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部）

第十二条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部を置く。

（本部の所掌事務）

第十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 **ギャンブル等依存症対策推進計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価**に関すること。
- 三 (略)
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ**大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の意見を聴かなければならない。**
 - 一 **ギャンブル等依存症対策推進計画の案を作成しようとするとき。**
 - 二 **前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。**

令和5年度施策の実施状況の評価（案）について



重点施策（①～⑨）にかかる個別目標に対する評価

■ 個別目標の体系

7つの基本方針に基づく
9つの重点施策ごとに
個別目標を設定

個別目標

基本方針

I	重点①	指標①	高等学校等における予防啓発授業等の実施率
		指標②	教員向け研修会の参加者数
II	重点②	指標①	依存症総合ポータルサイトのアクセス数
		指標②	府民セミナー・シンポジウムの参加者数
III	重点③	指標	相談拠点及び「依存症ほっとライン（SNS相談）」の相談数
IV	重点④	指標	ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数
V	重点⑤	指標	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率
		指標①	補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数
		指標②	相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合
VI	重点⑦	指標	ワンストップ支援を提供できる機能を整備
VII	重点⑧	指標	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数
VIII	重点⑨	指標	関係機関職員専門研修により養成した相談員数

令和5年度施策の実施状況の評価（案）について



個別目標の進捗状況

▼達成状況を以下のとおり区分。

A：目標（値）を達成 **B**：目標（値）未達だが、現状（値）より改善・横ばい **C**：目標（値）未達で、現状（値）より低下

重点	指標項目	現状（値） ※計画策定時点	計画目標（値）	R5目標（値）	R5実績（値）	傾向	達成状況
①	高等学校等における予防啓発授業等の実施率	-	R7まで毎年度 100%	50% （※下半期分）	100%	➡	A
	教員向け研修会の参加者数	Web133名 （※参考値）	R7まで毎年度 100名以上	100名	257名 （2月末時点）	➡	A
②	依存症総合ポータルサイトのアクセス数	5,606件	R7まで毎年度 20,000件以上	10,000件 （※下半期分）	約11,000件 （3月末見込み）	➡	A
	府民セミナー・シンポジウムの参加者数	473名	R7まで毎年度 2,000名以上	2,000名以上	約1,950名 （3月末見込み）	➡	B
③	相談拠点及び「依存症ほっとライン（SNS相談）」の相談数	3,244件	R7末まで 1.5倍	3,245件以上	約4,600件 （3月末見込み）	➡	A
④	ギャンブル等依存症を診ることができる精神科医療機関数	25機関	R7末まで 60機関	26機関以上	29機関	➡	A
⑤	相談拠点の相談者数に占める自助グループ・民間団体等への紹介率	25%	R7末まで 50%程度	26%以上	54% （12月末時点）	➡	A
⑥	補助金・基金を利用したギャンブル等依存症の本人及びその家族等の支援にあたる自助グループ・民間団体数	4団体	R7末まで 増加	5団体以上	6団体	➡	A
	相談拠点が実施する研修・普及啓発事業に占める、自助グループ・民間団体等と連携して取り組んだ事業の割合	33%	R7末まで 50%程度	34%以上	52% （12月末時点）	➡	A
⑦	ワンストップ支援を提供できる機能を整備	-	IR開業まで 整備完了	機能検討会議 1回以上	2回	➡	A
⑧	ギャンブル等依存症に関する実態調査の実施回数	1回	R7まで毎年度 1回	1回	1回	➡	A
⑨	関係機関職員専門研修により養成した相談員数	461人	R7まで毎年度 500人以上	500人以上	約670人 （3月末見込み）	➡	A

評価

- 指標項目12項目すべてにおいて、概ね令和5年度の単年度目標を達成する見込み。
- 重点②にかかる指標「府民セミナー・シンポジウムの参加者数」については、わずかに未達となったものの、重点①にかかる指標「高等学校等における予防啓発授業等の実施率」や重点③にかかる指標「相談拠点及びSNS相談の相談数」等については、R5年度目標を大幅に達成するなど、総じて、取組みの成果が見て取れる結果となった。



基本方針Ⅰ 普及啓発の強化

重点施策① 若年層を対象とした予防啓発の強化

◆ めざす姿

▶ギャンブル等依存症に関する予防啓発により、若年層から正しい知識を持ち、理解することができている。

■ R5年度主な取組み（1）

◆ 児童・生徒への普及啓発

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
学校教員が授業において活用できる高校生向け依存症予防啓発ツールを作成	予防啓発ツール完成（2月）	こころC
教員向けマニュアルを作成し、予防啓発ツールの活用法も含めた教員向け研修等を実施	参加者 257名（2月末時点）	こころC
高等学校等における「保健」の授業等において、依存症の予防啓発等が実施されるよう支援	実施率 100%＜府立高校＞	保健体育課
オンラインカジノの違法性等につき、高校生への予防啓発等を通じて周知	予防啓発ツール等に反映	こころC

◆ 大学・専修学校等への普及啓発

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
希望のあった大学・専修学校の学生等を対象に、依存症の予防啓発のための「出前授業」を実施	実施校数計 9校（12回）※ 参加者数計 延べ1,653名 ※小・中・高・大学への出前授業の合計	こころC

◆ 若年層にかかわる機会がある人たちへの普及啓発

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
青少年指導員等を対象とした、ギャンブル等依存症に関する正しい知識についての研修会等を実施	研修会の開催 2回（対面・オンデマンド各1回）	こころC 子ども青少年課

評価

●高校生向け予防啓発ツールを作成のうえ、その活用法も含めた教員向け研修を実施することにより、府立高校での予防啓発授業等の実施率が100%であるなど、若年層への普及啓発を通じて、ギャンブル等依存症の早期予防に取り組んでいる。



重点施策② 依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進

◆ めざす姿

➢ギャンブル等依存症についての誤解や偏見がなくなり、ギャンブル等の問題に悩む本人及びその家族等が、適切な支援につながる事ができている。

■ R5年度主な取組み（1）

◆ 府民への普及啓発

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
依存症に関する各種情報が一元的に集約された「おおさか依存症総合ポータルサイト」を整備するとともに、周知用動画を作成し、SNSを活用したターゲティング広告等により幅広く周知	<ul style="list-style-type: none"> 整備完了（11月運用開始） アクセス数約11,000件（3月末見込） 	地域保健課
セルフチェックやギャンブル等行動の把握等に活用できる、ギャンブル等依存症相談支援アプリ「DaySee」をリリースし、相談拠点、医療機関、市町村等に幅広く周知	ダウンロード数 515dl（2月末時点）	地域保健課
依存症に関する正しい知識の普及等を図るための広く府民を対象としたセミナーを開催	参加者（オンライン参加含む） 約1,950名（3月末見込）	地域保健課 こころC
各保健所圏域にて、府民・関係機関を対象としたセミナーや交流会等の開催を通じ、依存症に関する正しい知識を普及	開催等した保健所数 11箇所	府・中核市保健所
新成人向けの啓発チラシを新たに作成し、府内各市町村で開催される成人式等において配布	配布した市区町村数 39市町村	こころC
消費者向けイベントや事業所向けセミナー等においてリーフレット等を配架・配布する等、ギャンブル等依存症に関する啓発を実施するとともに、「債務整理相談窓口」等の周知を実施	<ul style="list-style-type: none"> リーフレット配架・配布 「債務整理相談窓口」をHPで周知等 	消費生活センター 金融課 労働環境課
オンラインカジノに関するポスターの配布、安まちメール、Xへの配信及び大阪府警察ホームページでの掲載による広報啓発を実施	<ポスター配布・掲示依頼> ・府下警察署 約2,900枚 （公共交通機関・パチンコ店へは管轄警察署を通じ配布） ・区役所・市役所・保健所等関係行政機関 約3,300枚 ・大学 約200枚 <安まちメール・Xへの配信> <大阪府警HP掲載による広報啓発>	府警本部



重点施策② 依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進

■ R5年度主な取組み（2）

◆ 多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発月間における普及啓発

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
啓発月間において、シンポジウムを開催したほか、啓発動画を作成し、SNSを活用したターゲティング広告や関係各所でのデジタルサイネージ放映等により普及啓発を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム開催1回 ・動画スマホ表示回数約240万回 	地域保健課
啓発月間において、庁内関係課や民間企業等と協力し、依存症の正しい知識の普及や相談窓口等の情報について周知	<庁内> チラシ配布数：940部 ポスター掲示数：94部 <民間> 協力先企業等：9社・5大学	地域保健課
啓発月間において、各保健所等でロビー展示等の啓発を実施	実施保健所数 16箇所（府・中核市全保健所）	府・中核市保健所
啓発月間において、OACの加盟機関・団体の取組み等を取りまとめ、情報発信	府ホームページで紹介	こころC
啓発月間中、府内各市町村において、庁舎でのチラシ・ポスター掲示や、デジタルサイネージ・広報誌・HP等さまざまな媒体を活用した広報を独自に展開	実施市町村数 全43市町村	地域保健課
啓発月間中、関係事業者（公営競技場とばちんこ・パチスロ営業所）において、ポスター掲示のほか、場内スクリーンでの動画放映や電光掲示板での啓発メッセージ発信など、独自の広報を実施	実施事業所数 4事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府遊技業協同組合 ・大阪府市都市ボートレス企業団 ・岸和田市公営競技事務所 ・JRA日本中央競馬会 	地域保健課

評価

- 「おおさか依存症ポータルサイト」を整備し周知を図るとともに、広く府民を対象としたセミナー等を開催したほか、様々な媒体を活用しオンラインカジノに関する広報啓発を実施。
- また、ギャンブル等依存症問題啓発月間において、市町村や保健所、関係事業者及び民間団体等と連携しながら、多様な広報活動を展開するなど、広く府民を対象とした普及啓発により、依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進に取り組んでいる。

基本方針ごとの取組み状況の評価



基本方針Ⅱ 相談支援体制の強化

重点施策③ 依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実

◆ めざす姿

▶ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、抱える課題に応じて適切な相談支援を受けることができる。

■ R5年度主な取組み

◆ 相談窓口の整備

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
SNS相談「大阪依存症ほっとライン」を実施するとともに、お困り事に応じて必要な情報提供等を行う「AIチャットボットシステム」を構築	SNS相談件数 約1,400件（3月末見込）	地域保健課
弁護士による借金専門相談を実施するとともに、相談窓口を周知	周知チラシ配布数 5,000枚（3月末見込）	こころC

◆ 本人及びその家族等への相談支援の充実

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
依存症相談拠点（精神保健福祉センター・保健所）において、依存症の本人及び家族等への相談支援を実施	相談拠点等における相談件数 約4,600件（3月末見込）	地域保健課 こころC・保健所
消費生活相談の中で、ギャンブル等問題に関する要因が背景にある場合には、保健所等の相談窓口等へのつなぎや情報提供を実施	消費生活相談件数 7,551件（1月末時点）	消費生活センター
DV被害者支援や児童虐待に関する会議・研修等で、支援者（団体）に対し、背景に依存症に関連した問題があった場合又は疑われる場合の支援や保健所等の相談窓口等についての情報提供を実施	府主催の児童虐待に関する研修等で情報提供を実施	家庭支援課
女性相談、男性相談の中で、背景にギャンブル等依存症問題を抱える者に対し、相談窓口等の情報提供を実施	女性電話・面接相談、男性電話相談 延べ件数 3,854件	男女参画・府民協働課

◆ 回復支援の充実

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
OSAKAしごとフィールドにおいて、ギャンブル等依存症問題など様々な阻害要因を抱える者に対し、カウンセリングやセミナー等を通じて就業支援を実施	セミナー等を通じて就業支援を実施	就業促進課

評価

●SNS相談「大阪依存症ほっとライン」や「AIチャットシステム」など相談窓口の整備を行うなど、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対し必要な支援を行うための相談支援体制の充実に取り組んでいる。



基本方針Ⅲ 治療体制の強化

重点施策④ 治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築

◆ めざす姿

- ▶ 地域の身近な医療機関で、ギャンブル等依存症の治療を受けることができ、必要に応じて、地域の医療機関から依存症専門医療機関につながる事ができている。

■ R5年度主な取組み

◆ ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
医療機関職員を対象に、依存症治療に関する専門知識や専門プログラムについての研修を実施するとともに、医療機関に対して、必要に応じギャンブル等依存症の専門医療機関に繋ぐよう連携促進について協力を依頼	医療研修（ギャンブル） 1回（10/4開催）参加人数73名	こころC
医療機関向けの簡易介入マニュアルを作成し、その活用・普及に向けた医療機関対象の研修を実施	医療機関向け研修会 1回（2/29開催）受講者数110名	こころC

◆ 専門治療プログラムの普及

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
依存症治療拠点機関で実施している専門治療プログラムの普及支援を実施（依存症治療拠点機関である大阪精神医療センターに委託）	○GAMP普及支援 ：支援医療機関 1 ○GAMP普及を目的とした研修会 ：参加医療機関数24	こころC

◆ 受診したギャンブル等依存症の本人等への支援

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
自助グループや相談窓口、医療機関等の情報を掲載した冊子を、医療機関職員対象の研修等で配布し、医療機関において、府民から相談があった際に活用してもらう。	医療機関職員研修にて自助グループ・民間団体についての情報提供を実施（2回）	こころC

評価

- 依存症治療の専門知識に関する研修会や専門治療プログラムの普及支援を行うほか、医療機関向けの簡易介入マニュアルを新たに作成し、研修を通じて普及を図るなど、ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の拡充に取り組んでいる。



基本方針Ⅳ 切れ目のない回復支援体制の強化

重点施策⑤ 関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進

◆ めざす姿

➢ 関係機関等が連携し、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、相談・治療・回復支援を切れ目なく適切に受けることができる。

■ R5年度主な取組み

◆ ネットワークの強化

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
大阪アディクションセンター（OAC）のネットワークを通じて、医療・福祉・司法・教育・自助グループ・民間団体・行政等が情報共有・連携促進を図った	○OAC交流イベント ：1回開催 ○地域交流会（保健所圏域等） ：10回開催 ※大阪市・堺市含む	こころC 府・中核市保健所
大阪依存症関連機関連携会議及び同専門部会等を開催し、OACの連携協力体制を構築	○依存症関連機関連携会議 ：2回開催 ○ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会：2回開催	こころC
保健所における精神保健医療福祉に関するネットワーク会議において、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等への支援に関する情報共有や事例検討を実施	開催した保健所数：5箇所	府・中核市保健所
相談拠点の相談者に対し、自助グループ・民間団体等についての情報提供を実施	自助グループ等へつないだ件数 ○こころC：158件（3月末見込） ○府・中核市保健所：111件（同）	こころC 府・中核市保健所

◆ 円滑な連携支援の実施

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
関係機関等が円滑な連携が図れるよう、カンファレンス等を実施し、連携モデルを構築	連携のポイントとりまとめ （3月末完成予定）	こころC

評 価

●大阪依存症関連機関連携会議等の開催によりOACネットワークの強化を図るとともに、新たに、カンファレンス等を通じて、円滑な連携支援を行うための連携モデルの構築を図るなど、関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進に取り組んでいる。



重点施策⑥ 自助グループ・民間団体等の活動の充実

◆ めざす姿

➢ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対する身近な支援の担い手として、自助グループ・民間団体等の活動が府域において幅広く展開されている。

■ R5年度主な取組み

◆ 自助グループ・民間団体等が行う活動への支援

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
大阪アディクションセンターに加盟する機関・団体が取り組むミーティング活動、相談事業・普及啓発・情報提供への補助を行う「早期介入・回復継続支援事業」を実施	補助金により活動支援した団体数 9団体・16事業	地域保健課
自助グループや民間団体等が行う、府民を対象とした公益性の高い取組みについて後援し、活動の広がりを支援	後援名義（ギャンブル） 1件	地域保健課

◆ 自助グループ・民間団体等との協働

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
自助グループ・民間団体等と連携し、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及や理解促進のための普及啓発活動などを実施	見学会開催回数 7機関を対象に計14回 延べ86名が参加	こころC
人材養成研修等に自助グループ・民間団体等が参画し、体験談の講演を行うなど、当事者の声に接する機会を創出することにより、支援者間での協働意識の醸成を図った	体験談等の講演数 計18回、延べ29機関	こころC

評価

- 大阪アディクションセンター（OAC）加盟の民間団体等が取り組む活動に対する財政的支援や後援を実施したほか、自助グループ・回復支援施設への見学会や、研修会等で民間団体等による体験談をもとにした講演を行うなど、自助グループ・民間団体等の活動の裾野拡大および協働意識の醸成に取り組んでいる。



基本方針Ⅴ 大阪独自の支援体制の推進

重点施策⑦ 予防から相談、治療及び回復支援体制の推進

◆ めざす姿

➢相談・医療・回復のワンストップ支援を享受できる機能整備等を図ることで、ギャンブル等依存症の本人及びその家族等が、地域で安心して生活を送ることができている。

■ R5年度主な取組み

◆ OATISによる取組みの推進

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
依存症総合支援センター（大阪府こころの健康総合センター）と依存症治療・研究センター（大阪精神医療センター）が連携して形成する大阪依存症包括支援センター（OATIS）において、双方の取組みをコミットし合うとのミーティング等を開催	OATIS連絡会 4回開催	こころC

◆ 「（仮称）大阪依存症センター」の整備

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
「（仮称）大阪依存症センター」の機能についての検討を実施。	「（仮称）大阪依存症センター」 機能検討会議 2回開催	地域保健課
「（仮称）大阪依存症センター」の機能検討にあたって、市町村や医療機関、精神保健福祉センター、民間団体等と連携し必要な支援が行えるよう、推進会議等で関係機関等の意見を聴取	大阪府ギャンブル等依存症 対策推進会議 1回開催	地域保健課

評価

- 大阪独自の支援体制として、現行の大阪依存症包括支援センター（OATIS）による取組みを推進するとともに、将来を見据え、「（仮称）大阪依存症センター」の設置に向けた機能検討を行うなど、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が、相談・医療・回復のワンストップ支援を享受できるような機能整備に取り組んでいる。



基本方針Ⅵ 調査・分析の推進

重点施策⑧ ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進

◆ めざす姿

➤ギャンブル等依存症に関する調査・分析を進めることで、最適な対策の検討につなげることができている。

■ R5年度主な取組み

◆ ギャンブル等依存症に関する実態調査

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
ギャンブル等依存症に関する実態を把握するための府民を対象とした調査を実施	「健康と生活に関する調査」実施 （令和6年3月公表）	こころC
ギャンブル等依存症対策の効果を正しく把握するための調査方法等について、有識者の意見を聴取し、検討を実施	有識者の意見を聴取	地域保健課

◆ ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
支援対象者の実状等を把握するため、ギャンブル等依存症の本人やその家族等を対象とした調査・分析を実施	精神保健福祉センターでの相談ケースをもとに、オンラインを活用したギャンブルの状況把握等を実施	地域保健課 こころC

評価

- ギャンブル等依存症に関する実態を把握するため、府民を対象に「健康と生活に関する調査」を実施するとともに、対策の効果を正しく把握するための調査方法等につき検討を行ったほか、精神保健福祉センターでの相談ケースをもとに、オンラインを活用したギャンブルの状況把握に努めるなど、依存症対策に有用なエビデンスの蓄積に向け取り組んでいる。



基本方針Ⅶ 人材の養成

重点施策⑨ 相談支援等を担う人材の養成

◆ めざす姿

➢ギャンブル等依存症の本人及びその家族等に対し、適切な支援を行う人材が府内の様々な相談窓口配置されている。

■ R5年度主な取組み

◆ 段階的養成プログラムの作成

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
相談員を養成するためのプログラム等について、今後の検討に向け、有識者の意見を聴取	有識者の意見を聴取	地域保健課

◆ 様々な相談窓口等での相談対応力の向上

取組み概要	R5年度実績（値）	担当課
依存症相談拠点の相談員を対象に、スキルアップのための研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○依存症相談対応・実践研修 ：1回 受講者18人 ○依存症相談対応・強化研修 ：2回 受講者67人（3月末見込） ○事例検討（依存症相談拠点対象） ：2回 参加者13人 	こころC
さまざまな相談窓口職員を対象に、依存症の基礎知識や、相談の受け方等についての研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ベーシック研修 ：3回 受講者159人 ○依存症相談対応・基礎研修 ：4回 受講者412人（オンライン含む） 	こころC
子どものSOSに対応するために、教職員を対象に学校教育相談課題別研修を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○研修「精神疾患の理解と対応」 ：受講者数79名 	高等学校課
ギャンブル等依存症問題を有する生活保護者へ適切な支援を行うことができるよう、ケースワーカーに対し、国等が主催する研修等への参加を促すとともに、相談窓口等について情報提供を実施	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護担当ケースワーカー全国研修会等 ：参加人数（政令・中核市含む）17名（対面） ○大阪府生活保護自立支援研修 ：参加人数（中核市含む）21名（対面） 	社会援護課

評 価

- 依存症相談拠点や市町村等における様々な相談員をはじめ教職員などを対象に、ギャンブル等依存症についての正しい知識や支援スキルを習得するための研修を段階に応じて実施するなど、相談支援等を担う人材の養成に向け取り組んでいる。



関係事業者の取組み

■ 関係事業者とは

- ▶ ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者【ギャンブル等依存症対策基本法（以下、「基本法」）という。）第7条】

◆ 府内の公営競技所等

<令和4年9月時点>

	名 称	公営競技種目
競技場	ブッキースタジアム岸和田	競輪
	ボートレース住之江	モーターボート競走
場 外 発 売 所	ウインズ難波	中央競馬・地方競馬
	ウインズ道頓堀	中央競馬
	ウインズ梅田	中央競馬
	ライトウインズりんくうタウン	中央競馬
	DASH心齋橋	地方競馬
	DASH岸和田	地方競馬
	サテライト大阪	競輪・オートレース
	ボートピア梅田	モーターボート競走
	ボートレースチケットショップりんくう	モーターボート競走

■ 関係事業者の責務等

<参考：基本法（抜粋）>

（関係事業者の責務）

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に配慮するよう努めなければならない。

（ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施）

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。



(1) ブッキースタジアム岸和田（岸和田競輪）及び岸和田市（施行者）

■ R5年度主な取組み

計画に掲げる取組み項目	取組み概要
<p>全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 (例) ・レースのチラシを作成する際は依存症に配慮した文言を入れる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターやHPに、年齢についての注意喚起に加え、「適度に楽しみましょう」の文言を入れるなど注意喚起を行っている。
<p>インターネット投票に関する注意喚起 (例) ・ホームページ上で、インターネット投票を利用したのめり込み等に対する注意喚起を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・岸和田けいりんでは独自のインターネット投票システムを持っていないが、岸和田けいりんHPには「車券の購入にのめり込んでしまう不安のある方へ」というページを作成しており、公益財団法人JKAお客様相談コーナーの連絡先を掲載し周知を図っている。
<p>本人・家族申告によるアクセス制限の強化 (例) ・本人又はその家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、警備員による入場確認を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国競輪施行者協議会が定めた「本人申請による競輪場・場外車券売場への入場規制の概要」「家族申請による競輪場・場外車券売場への入場規制の概要」のルールに則り、希望者には案内を実施している。
<p>競輪場における20歳未満の者の購入禁止の強化 (例) ・警備員を配置、巡回により20歳未満の者の投票権券の購入禁止を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各投票所をはじめ、場内には競輪の開催状況に応じた警備員を配置し、20歳未満と思われる者が投票券を購入しようとした場合には声掛けを行い、身分証の提示を求めるなどの対応を徹底している。
<p>競輪場における相談体制の強化 (例) ・競輪場内に相談窓口を設置して相談に応じるとともに、総合案内等で相談を受けた際は、相談窓口を案内する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競技場内に、JKAの自営警備隊によるギャンブル依存症等を始めとした相談窓口を設置しているほか、市職員も自営警備隊と連携し、状況に応じて大阪府の相談窓口等を案内する等、状況に応じた相談体制を構築している。



(2) ボートレース住之江及び大阪府都市ボートレース企業団・箕面市（施行者）

■ R5年度主な取組み

計画に掲げる取組み項目	取組み概要
<p>全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 (例) ・出走表や発売機、場内ポスターで注意喚起を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出走表やスポーツ新聞広告などに、のめりこみ等に対する注意喚起文言を掲載。 ・場内に業界作成のギャンブル依存症等啓発ポスターを掲示。 ・啓発月間時に、大阪府作成の啓発動画やポスターを場内で放映・掲示。
<p>インターネット投票に関する注意喚起 (例) ・ホームページ上で、インターネット投票を利用したのめり込み等に対する注意喚起を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボートレース住之江ホームページ上でインターネット投票を利用したのめり込み等への注意喚起バナーを掲載。
<p>本人・家族申告によるアクセス制限の強化 (例) ・本人又はその家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、警備員による入場制限を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競走場への入場制限に関する電話問い合わせを2件対応し、うち1件は本人による入場制限申請があったため、対応マニュアルに基づき説明のうえ申請に基づき入場制限措置を実施。
<p>競走場における20歳未満の者の舟券の購入禁止の強化 (例) ・警備員を配置、巡回により20歳未満の者の舟権の購入禁止を徹底する。 ・場内放送での20歳未満の舟券購入法令違反の注意喚起。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・場内放送及び出走表、新聞広告で20歳未満の舟券購入不可との注意喚起を実施。 ・券売機及び記載台に20歳未満購入不可の注意喚起シールの貼付。 ・場内警備員を券売機周辺に配置、場内巡回時に、舟券購入しようとする20歳未満と思われる者に声掛や年齢確認を実施し、20歳未満の場合は競走場外へ退場させる措置を講じた。 (令和5年度：30件)
<p>競走場における相談体制の強化 (例) ・総合インフォメーションに相談窓口を設置し相談を受けるとともに、依存症対策担当者につないで対応する。 ・インフォメーションにチラシを置き、相談できることを案内する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合インフォメーションに相談窓口を設置し相談を受け付けるとともに、施行者のギャンブル等依存症対策担当者に連絡し対応を引き継いだ。 ・出走表に相談窓口や専門機関の紹介などを記載。 ・相談窓口専門機関を紹介するチラシやギャンブル等依存症に関する啓発リーフレットを配置。
<p>従業員教育の推進等による依存症対策実施体制の強化 (例) ・担当者が研修に参加し、研修内容を反映した対応マニュアルを整備して相談対応を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年2月16日実施の「地区別ギャンブル依存症対策担当者研修会」に参加し、研修内容を反映した「ギャンブル依存症相談窓口ガイドライン兼運用マニュアル」を令和5年4月1日に改訂し、相談対応などに取り組んだ。



(3) 大阪府遊技業協同組合

■ R5年度主な取組み

計画に掲げる取組み項目	取組み概要
<p>全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 (例) ・全国的な指針を踏まえ、広告チラシにはのめり込みへの注意喚起の文言を入れる。</p>	<p>・2020年3月、パチンコ・パチスロ産業21世紀会が広告・宣伝における共通標語の全国指針を策定し、「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」「パチンコ・パチスロは18歳になってから」という標語を各ホールにおいて使用するよう徹底している。</p>
<p>本人・家族申告によるアクセス制限の強化 (例) ・本人又はその家族が入場制限を望む場合には、申請手続きに基づき、店員が入場制限のある客を確認する。</p>	<p>・本人又はその家族が入場制限を望む場合に、申請手続きの為の「自己申告・家族申告プログラム」を導入し、自己申告による「1日の遊技上限金額」の運用を開始(2015年10月)。次いで、自己申告による「1か月間の来店上限回数」「1日の遊技上限時間」の運用、自己申告・家族申告それぞれによる「入店制限(アクセス制限)」の運用を開始(2017年12月)。 ※同プログラム導入店舗数はR4.12月時点で、組合員全店舗導入(100%)</p>
<p>18歳未満の者の立ち入りを防ぐ取組みの強化 (例) ・18歳未満は立入禁止であることを周知徹底する。疑われる人に対しては身分証明の提示を求める。</p>	<p>・風適法第22条第1項第5号において、18歳未満の者を客として立ち入らせることが禁止されていることから、従来から店舗入口に「18歳未満の入店はできない」旨の掲示を行ってきたが、2019年度から、「18歳未満の可能性のある者へは、身分証明書による年齢確認」の徹底を継続実施している。</p>
<p>遊技場における相談体制の強化及び従業員教育の推進による依存症対策実施体制の強化 (例) ・安心パチンコ・パチスロアドバイザーの養成研修等による従業員教育の推進等を図るとともに、同アドバイザーを配置し相談体制を強化する。必要に応じて、リカバリーサポート・ネットワークの電話相談を紹介する。</p>	<p>(1)遊技場における相談体制の強化 2017年6月以降、安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習会を毎年3回開催。 ※延べ受講者数：3,361人</p> <p>(2)従業員教育の推進 都留文科大学の早野教授を講師に招き、店舗経営者や従業員等計500人が参加する講演会を開催(2023年6月)。</p> <p>(3)必要に応じて、リカバリーサポート・ネットワーク(RSN：2006年4月設立)の電話相談を紹介 ※大阪府民からの電話相談受理件数 2018年：302件、2019年：235件、2020年：156件、2021年：126件、 2022年：84件、2023年：73件</p>



■ 調査結果

項目	『ギャンブル等依存が疑われる人等』の割合	『ギャンブル等依存症は病気であることを知っている』と回答した府民の割合
結果	<p>3.9%【95%信頼区間：3.4-4.4】 (3.4%【95%信頼区間：2.8-4.0】)</p> <p>※95%信頼区間：同じ調査を100回実施した場合、95回はその区間内に真の値が含まれることを意味する。</p>	<p>80.3% (82.4%)</p> <p>※ () 内は前年度数値</p>

考察

- 3.4%から3.9%となり、ほぼ横ばいとなった。
- 当該割合（いわゆる「有病率」）については、短期的な施策の効果が現れにくい傾向があることから、継続的に調査を実施し、中長期的な視点で推移を注視していく必要がある。
- 併せて、施策の効果をより正しく把握できるような指標や調査方法についても、有識者の意見等を踏まえながら、中長期的に検討を進めていく必要がある。

- 82.4%から低下し、80.3%となった。
- 年代別で見ると、60歳代までは85%と高い割合を示す一方で、70歳代以降では68%と認知度が低くなっている。
- 引き続き、若年層をはじめ、幅広い世代への普及啓発の取組みが必要である。

